

号外

県政報告

経費の増加が顕著となり、介護保険などをはじめとする介護、措置、医療費関係で前

鈴木恒夫本会議討論からの抜粋

「県財政運営」について。

3年連続で収支均衡予算を編成できたことは、本県の担税能力の高さによるものと思われませんが、昨今、急激な円高による景気の先行き不透明感が懸念されており、インベスト神奈川等の施策により税収増の見込みはあるものの、今後とも収支の均衡が図られるよう努めていただきたい。平成20年度の財また、歳入面では、所得税から個人住民税への税源移譲の平年度化などにより増収が期待されるもの、地方交付税の減少などにより厳しい状況下にあります。一方、歳出面では、公債費の大幅増加や退職手当の高止まりに加え、新たに後期高齢者医療制度など社会保障にかかわる義務的



団代表しての本会議討論 (H20.3.24)

年度から95億円も増加しております。裏を返せば、本県独自の施策が狭まり、今後益々厳しい財政運営を余儀なくされます。政策的に実施する事業に係る予算については、県民ニーズを踏まえ、真に必要な予算を確保することが肝要であります。

また、当局・議会一丸となって、より一層の国から地方への財源を伴う権限移譲を求めていくことが必要であります。

「道路特定財源」については、慢性的な交通渋滞に悩まされている本県においては、県内道路網の整備は最重要課題であり、県民生活の利便性の向上、物流の効率化はもちろんだ、二酸化炭素排出量の削減による環境改善や、広域的な医療、防災対策への対応、安全な通学路の確保、さらに観光振興の面でも大きな効果があります。

平成20年度当初予算案において道路特定財源等の暫定税率が廃止された場合、その影響額約233億円となっており、本県の道路整備には不可欠な財源であります。将来の一般財源化は検討に値するもの、競争の具にとらわれることなく、昨年策定した「かながわのみちづくり計画」に基づく本県の道

議員提案 がん克服条例可決成立3/24

神奈川県

がん克服条例：県議会の主要4会派、議会に共同提案 / 神奈川

2月22日13時2分配信 毎日新聞

県議会の主要4会派(自民、民主、公明、県政会)は21日、総合的ながん対策を進めるための県がん克服条例案を2月定例県議会に共同提案すると発表した。

条例案は全11条で、「がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっている」として、県や医療関係者、県民の責務を規定。県には拠点病院の機能強化を通じた医療水準の向上や緩和ケアの推進、患者や家族に対する相談体制の強化などを求めている。県民には積極的にがん検診を受ける努力義務規定が設けられた。

提案者の一人、鈴木恒夫氏(自民)は「がん対策は恒久的に進めるべきで、条例はその指針となる」と提案理由を説明している。

県議会では昨年12月、政策に関する議員提案条例としては53年ぶりとなる商店街活性化条例が成立したばかり。今回の条例案には、県が喫煙などの影響に関する普及啓発などのがん予防施策を講じることも定められており、松沢成文知事が目指す公共的施設禁煙条例の制定に「追い風」となりそうだ。【山下修毅】

財源確保の仕組みを構築するよう求めます。

「特別秘書」については、特別秘書は、法で規定された職であり、とりわけ、今、地方分権改革が正念場を迎えている時期で今後国との折衝や他の首長との連携など、知事が政治的に活発に動かなければならない場面が多くなると見込まれることから、その必要性を否定するわけではありませんが、職務について明示し、それを遵守することが必要であります。

昨年来、かつて遭遇したことのないほど様々な事件がおこり、危機管理体制強化の必要性を痛感いたしました。

組織再編により、安全防災局長を統括危機管理官とした危機管理体制の強化をはかることですが、企業庁・病院事業庁・各出先機関、そして各市町村などとも十分連携しながら、いざ鎌倉という時に機能し、県民の安全・安心を守る実効性のある全庁的な体制を構築するよう求めます。

とりわけ食の安全性については県民の関心が最も高いところです。加工食品の偽装事件や輸入食品に対する不信感がつる中で、改めて県内産農産物が見直されており、消費者に県内産は安全性が高いというイメージを持ってもらうことは、県内産ブランド力向上

「本県の安全・安心」について。

知事の政務を補佐する秘書職務であり、県の政策形成過程には関与させないこと、職員に対し、直接指示命令を行わないことなどの徹底を図り、円滑な運用がされるよう指摘いたしておきます。

「地球温暖化対策」については、国際社会全体の課題である地球温暖化対策と社会・経済の維持・発展が両立した「脱温暖化社会」の着実な推進を図るため、県民・企業・県内自治体等と連携・協力して具体的に取り組み、県はリーダーシップを遺憾なく発揮することを求めます。



予算委員会にて (H20.3.10)

「(仮)県民パートナーシップ条例」について。

NPO推進室の課への昇格を機に、さらなる県民活動のサポート体制の充実を図るとともに、今日的な課題を解決し、また、一人ひとりが生き生きと暮らせる地域社会を実現していくことが求められております。そのための基盤となる「(仮)県民パートナーシップ条例」の策定にあたっては、実効性の確保に努め、県民参加のもと、NPO活動先進県神奈川にふさわしい条例となるよう、制定に向け、引き続き精力的に取り組みれるよう求めます。

「地球温暖化対策」については、国際社会全体の課題である地球温暖化対策と社会・経済の維持・発展が両立した「脱温暖化社会」の着実な推進を図るため、県民・企業・県内自治体等と連携・協力して具体的に取り組み、県はリーダーシップを遺憾なく発揮することを求めます。

「かながわ廃棄物処理事業団」について。

事業団が運営する、かながわクリーンセンターは、当初、県内における産業廃棄物の適正処理を推進するためモデル的な役割を担って設立された産業廃棄物中間処理施設であります。しかし、昨今のプラスチックなどの処理を取り巻く環境の変化等により、事業団の経営環境は3年後には基金が枯渇するほど厳しいものがあります。早急に、横浜市、川崎市と連携を図りながら、追加投資のないよう事業団の経営改善に取り組む必要があり。特に、県からの1億3千8百万円の負担金については慎重な執行を指摘しております。



「学校給食を活用した地産地消の推進」について。

「かながわ産品学校給食デー」の取組として、食材の情報提供等を行う「ヘルプデスク」の設置など周辺環境の整備を行うことは、学校給食を活用した地産地消を進める上で有効な施策であります。子供たちに県内農業や農産物を知ってもらうため県内全校で「かながわ産品学校給食デー」を早期実施することを求めます。

松沢知事:資金繰り悪化の産廃事業団、経営計画見直しへ / 神奈川

松沢成文知事は10日の県議会予算委員会で、資金繰り悪化の可能性が指摘されている財団法人「かながわ廃棄物処理事業団」について「できるだけ早期に中長期的な経営改善計画を策定したい」と述べ、経営計画を抜本的に見直す考えを明らかにした。

鈴木恒夫氏(自民)の質問に答えた。知事は県の包括外部監査で経営悪化が指摘されたことに「真摯(しんし)に受け止めて必要な対応を図りたい」と表明。ただ鈴木氏が08年度の負担金1億3800万円の執行留保を求めたのに対しては「横浜、川崎両市とも共同で運営しているので、予算の適切な執行に努めたい」と述べるにとどめた。また県は事業団が経営破たんした場合の県の弁済額が約18億円になることを明らかにした。

事業団は県と両市などの拠出金で設立され、産業廃棄物中間処理施設を運営。事業収支は赤字が続き今後は借入金の返済も始まることから、2月に提出された包括外部監査結果報告書では「あと2、3年で資金繰りが極端に悪化する可能性がある」と指摘された。

毎日新聞 2008年3月11日

「保健福祉部関係」について。

今定例会におきまして、わが会派をはじめ4党派共同で、政策条例として常任委員会で審議するのは34年ぶりとなる「神奈川県がん克服条例」を議員提案いたしました。

本条例は、がん対策基本法の趣旨を踏まえ、国のがん対策推進基本計画との整合を図るとともに、県民の立場に立って「がんへの挑戦・10か年戦略」を補強、補完し、総合的ながん対策を恒久的に県民とともに推進していくために制定しようとするものであります。制定後は、我々提案者の意向を十分に尊重して、この条例の理念や趣旨を斟酌し、県民のために条例の円滑な運用ができるよう、議会との協調関係のもとで、執行体制を

推進するよう求めます。

「病院事業庁」について。

県立病院のあり方については、「神奈川県立病院あり方検討委員会」の検討結果を受け、汐見台病院を除いた、県立6病院を一括して、一般地方独立行政法人に移行するという方針案が示されました。

いかように県民負担が軽減できるのか、軽々しい判断はできません。20年度に収支計画を提出するとの答弁がありましたので、その上で、慎重に精査したいと考えます。すなわち独法化が、不採算部門を担保しながら良質な医療を提供しつつ、県民負担を本当に軽減できる方策なのかどうかを見極めたいと考えます。

「観光振興の推進」について。

羽田空港の再拡張が予定され、

平成21年には富士山静岡空港がオープンすることなどから、本県への観光客の増加が期待されております。さらに、観光立国を宣言した国は、「観光庁」そして、我が県でも「観光室」へと力強い体制となります。こうした機に有効な観光施策を行っていただきたい。

「観光かながわブランドデザイン」の策定」につきまして、(仮)観光振興条例」の制定を視野に入れた積極的な取組であります。グリーンツーリズムやヘルスツーリズムをはじめ、部局横断的な取組の中にながわ観光の将来像を描けるよう強く求めます。

「商店街の活性化」について。

「神奈川県商店街活性化条例」の制定を契機に、今後、地域のまちづくりにおける商店街の重要性を認識し、大型商業施設との共生という観点も含めて、新時代の商店街等総合対策の推進」を積極的に進め、商店街施設整備や空き店舗活用に対する支援も充実し、活気とにぎわいのある商店街づくりに取り組みすることを強く求めます。

「まなびや計画」について。安全性確保の観点から県立高校の耐震化対策を「まなびや債」などを有効利用しながら、早期に実施すべきであります。さらに、新たに問題となりましたトレモライト等のアスベストについても早急に再調査を実施し、適切な対策を講じるよう併せて求めます。

「(仮)中小企業活性化条例」について。

本県の地域経済を支えている中小企業が、安定した事業運営ができるよう支援することが、ますます重要になってきております。

「日本史の必修化」について。グローバル化が進む中、次代を担う高校生が日本の歴史や伝統、文化について理解を深め、日本人としての自覚をもつことは大変重要であります。このたび県教育委員会が日本史の必修化を打ち出したことは高く評価するものであります。日本史の必修化に向けて、今後とも国へ働きかけていくことを強く要望します。

今定例会において、「(仮称)中小企業活性化条例」の骨子案が提示されましたが、この条例は、中小企業振興により本県経済の発展と県民生活の向上を目指したものであり、中小企業の活性化に向

最後に、国旗掲揚・国歌斉唱時の不起立教員の氏名収集につきましては、引地教育長はじめ県教育委員会の今後も継続して行うという方針を支持いたします。